



平成 29 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 三 信 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 (COO) 鈴 木 俊 郎
(コード番号：8150 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 御 園 明 雄
(TEL 03 - 3453 - 5111)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記の通り、株式報酬として第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 21 日（予定）
(2) 処 分 株 式 数	当社普通株式 139,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,432 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	199,048,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、平成 29 年 6 月 23 日開催の当社第 66 期定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 15 日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規定に基づき、信託期間中に当社取締役へ交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成29年3月31日現在の発行済株式総数29,281,373株に対し、0.47%（平成29年3月31日現在の総議決権個数281,649個に対する割合0.49%。いずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております。）となります。

当社としましては、本制度は当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は、合理的な水準にあると判断しております。

信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成29年8月21日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成29年8月21日（予定）
信託の期間	平成29年8月21日（予定）～平成34年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年8月3日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社株式終値である1,432円といたしました。なお、この価格は株式会社東京証券取引所における当社株式の1ヶ月（平成29年7月4日～平成29年8月3日）終値平均である1,431円（円未満切捨）からの乖離率0.07%、3ヶ月（平成29年5月8日～平成29年8月3日）の終値平均である1,427円（円未満切捨）からの乖離率0.35%、および6ヶ月（平成29年2月6日～平成29年8月3日）の終値平均1,382円（円未満切捨）からの乖離率3.62%（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入）となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社の監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）は、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上